(別紙)

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち かんしょ生産性向上緊急支援事業

【審査基準:でん粉原料用かんしょ産地対策事業】

- ・本事業における審査項目(採点基準)及びポイントは下表のとおりとする。
- ・応募者ごとに採点(ポイント化)し、補助金等交付候補者を選定する。
- ・審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、過去3カ年に「補助金等に 係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1 項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募者については採択しないものと する。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の成果目標の中から1つ以上選択することとし、複数選択した場合には、最も高いポイントを採用する。 【特別加算ポイント】 2つ以上の成果目標を設定した場合においては、その目標数に応じて以下のポイントを加算設定する成果目標の数 2つ・・1ポイント加算3つ・・2ポイント加算4つ・・3ポイント加算	ポイント
	 作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	12.5%以上15%未満・・・・4ポイント 10%以上12.5%未満・・・・2ポイント ・10アール当たり収量を2%以上増加 10%以上・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・4ポイント 2%以上4%未満・・・・・2ポイント ・3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・4ポイント 1%以上6%未満・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・2ポイント	
	 ・受益地区におけるでん粉原料用かんしょの作付面積の割合が30%以上であること。 50%以上・・・・・・・・3ポイント40%以上50%未満・・・・・2ポイント30%以上40%未満・・・・・1ポイント 	3ポイント
②みどりの 食料シス テム 計画認定 について	・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム 法に基づく環境負荷低減事業活動計画、特定環境 負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計 画のいずれかの認定を受けている場合又は令和5 年度までに認定を受ける見込みがある場合。	3ポイント